

◆『スタンダードテキスト監査論・問題演習編（第 2 版）』

平成 26 年会社法改正に関する補足説明

株式会社 中央経済社

平成 26 年 6 月 20 日に「会社法の一部を改正する法律」が国会において成立し、改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日より施行され、本改正は公認会計士試験においても試験範囲に含まれることとなります。つきましては、以下を読み替えてご活用くださいますようお願いいたします。

該当頁・箇所	書 籍	改 正 対 応
p.46 問題 12 の標題	監査役・監査役会・監査委員会・会計監査人	監査役・監査役会・ <u>監査等委員会</u> ・監査委員会・会計監査人
p.46 問題 12 問	監査役・監査役会・監査委員会・会計監査人に関する記述のうち、～	監査役・監査役会・ <u>監査等委員会</u> ・監査委員会・会計監査人に関する記述のうち、～
p.46 問題 12、問 2	公開会社である大会社（委員会設置会社を除く）では、～	公開会社である大会社（ <u>監査等委員会設置会社および指名委員会等</u> 設置会社を除く）では、～
p.46 問題 12、問 4	監査役もしくは監査役会または監査委員会は、会計監査人が取締役の職務の執行に関して不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合に当該事実を監査役、監査役会、監査委員会に報告してもらうなど、～	監査役もしくは監査役会、 <u>監査等委員会</u> または監査委員会は、会計監査人が取締役 <u>や執行役</u> の職務の執行に関して不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合に当該事実を監査役、監査役会、 <u>監査等委員会または</u> 監査委員会に報告してもらうなど、～
p.47 問題 12、問 12	会計監査人の報酬額は、会計監査人の経済的独立性を担保するために、監査役もしくは監査役会または監査委員会のいずれかの同意を必要とする。～	会計監査人の報酬額は、会計監査人の経済的独立性を担保するために、監査役もしくは監査役会、 <u>監査等委員会</u> または監査委員会のいずれかの同意を必要とする。～
p.48 問題 12、解説 1	～、②委員会設置会社への移行で～	～、② <u>監査等委員会または指名委員会等</u> 設置会社への移行で～
p.48 問題 12、解説 4	監査役、監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会は、会計監査人に監査に関する報告を求めることができるものとして、両者の連携を図っている〔会社法第 397 条 2 項、3 項、4 項〕。	<u>会計監査人に報告してもらう他</u> 、監査役、監査役会設置会社では監査役会、 <u>監査等委員会設置会社では監査等委員会</u> が選定した <u>監査等委員</u> 、 <u>指名委員会等</u> 設置会社では監査委員会が選定した <u>監査委員会の委員からも</u> 、会計監査人に監査に関する報告を求めることができるものとして、両者の連携を図っている〔会社法第 397 条 <u>以下</u> 〕。
p.48 問題 12、解説 5	(2 行目)～。監査委員は委員会設置会社における任期 1 年の取締役であるから、～ (6 行目)～〔会社法第 332 条 3 項、同	(2 行目)～。監査委員は <u>指名委員会等</u> 設置会社における任期 1 年の取締役であるから、～ (6 行目)～〔会社法第 332 条 <u>6 項</u> 、同法

	法第 400 条, テキスト 133 頁] 。	第 400 条, テキスト 133 頁] 。 <u>なお, 改正により新しく設置が可能になった監査等委員会設置会社の監査等委員の任期は原則 2 年である [会社法第 332 条 1 項, 3 項] 。</u>
p.49 問題 12、解説 6	(3 行目) ~ (大会社かつ公開会社の場合は監査役会) または監査委員会の設置が要件となっている。~ (6 行目) ~ [会社法第 326 条 2 項, 同法 327 条 3 項, 5 項, ~] 。	(3 行目) ~ (大会社かつ公開会社の場合は監査役会) または <u>監査等委員会もしくは</u> 監査委員会の設置が要件となっている。~ (6 行目) ~ [会社法第 326 条 2 項, 同法 327 条 3 項, 5 項, <u>6 項</u> , ~] 。
p.49 問題 12 解説 9	(2 行目) ~ 監査役会, 委員会設置会社においては監査委員会が一時会計監査人を選任しなければならない [会社法第 346 条 4 項, 6 項, 7 項, テキスト 136 頁] 。	(2 行目) ~ 監査役会, <u>監査等委員会設置会社においては監査等委員会, 指名委員会等</u> 設置会社においては監査委員会が一時会計監査人を選任しなければならない [会社法第 346 条 4 項, 6 項, 7 項, <u>8 項</u> , テキスト 136 頁] 。
p.50 問題 12 解説 12	(6 行目) ~ 監査役会, 委員会設置会社では監査委員会の同意が必要である~	(6 行目) ~ 監査役会, <u>監査等委員会設置会社では監査等委員会, 指名委員会等</u> 設置会社では監査委員会の同意が必要である~
p.51 問題 13 問 5	(2 行目) ~, 監査役または監査委員会の指定した監査委員にも~	(2 行目) ~, 監査役または <u>監査等委員会の指定した監査等委員もしくは</u> 監査委員会の指定した監査委員にも~
p.53 問題 13 解説 5	計算書類を作成した取締役 (委員会設置会社では執行役) は, 会計監査人に対して計算書類を提供しようとする際, 監査役 (委員会設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員) に対しても~	計算書類を作成した取締役 (<u>指名委員会等</u> 設置会社では執行役) は, 会計監査人に対して計算書類を提供しようとする際, 監査役 (<u>監査等委員会設置会社では監査等委員会</u> が指定した監査等委員, <u>指名委員会等</u> 設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員) に対しても~
p.57 問題 14 解答問 1 の 5	(4 行目) ~ 監査役会, 委員会設置会社では監査委員会の委員に報告しなければならない [会社法第 397 条 1 項, 3 項, 4 項, テキスト 140 頁] 。	(4 行目) ~ 監査役会, <u>監査等委員会設置会社では監査等委員会, 指名委員会等</u> 設置会社では監査委員会の委員に報告しなければならない [会社法第 397 条 1 項, 3 項, 4 項, <u>5 項</u> , テキスト 140 頁] 。

以上